名古屋市告示第558号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 2項の規定に基づき、令和7年名古屋市告示第 458号により指定した形質変更時要届出区域の全部を解除します。

令和 7年11月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定を解除する区域名古屋市南区鶴里町 2丁目56番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物(土壌溶出量基準)
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課